

# 水道のしおり

— 安心できる水を安定して供給しつづける水道 —



水道の故障に気づかなかったり、ちょっとしたことを知らなかったために、水をムダにしたり非常に不便を感じたりすることがよくあります。

そんなとき、少しでもお役に立てばと思い、家庭の水道に関するいろいろな事柄をこのハンドブックにまとめてみました。

水道のことを正しく知っていただき、より便利に、ムダなくお使いいただくためにご利用ください。



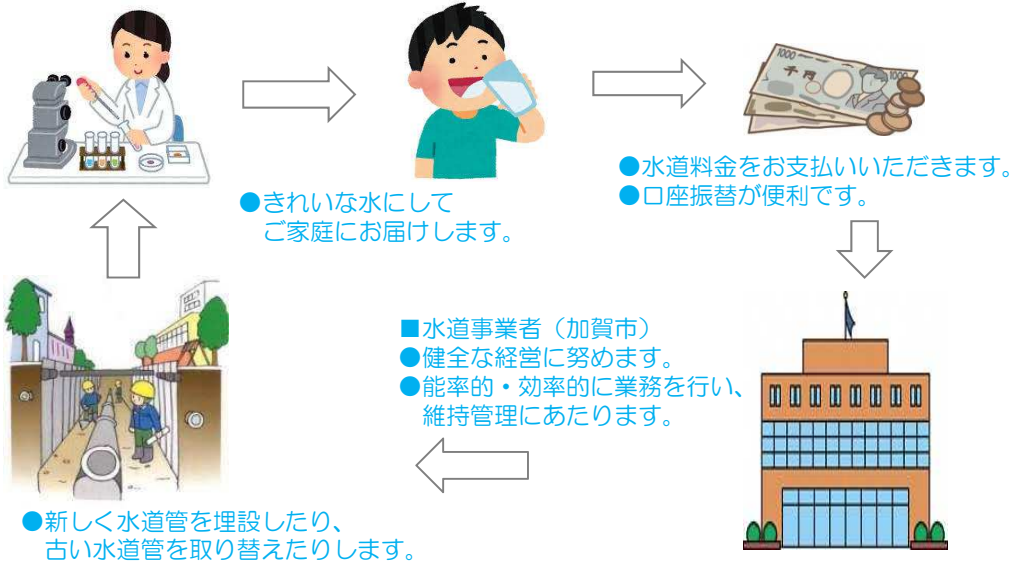
加賀市

# 水道事業のしくみ

水道事業は公営企業として一般会計から独立して運営されています。

そのため、水道管の整備や浄水場の維持管理など、経営に要する費用はほとんど皆様からの水道料金でまかなわれています。

現在、水道事業経営は料金収入が伸び悩むなか、経営の効率化と老朽施設の更新をバランスよく進め、安心・安定を前提に独立採算による健全経営の維持に努めています。



## 安全な水道水

水道法では、みなさまにきれいで安全な水道水を供給するため、51項目にものぼる水質基準が定められています。この基準に準じて、水質管理上留意すべき項目として28項目の水質管理目標項目が定められていて、この基準を満たした水道水が常に供給されているか確認するため、法律に基づき定期的に水質検査を実施しています。

加賀市では、水質管理目標設定項目の全28項目に加えてダイオキシン、農薬等の水質検査も実施し、水道水の水質監視に努めています。



## 水道管工事

古くなって水漏れのおそれのある水道管などを地震に強い水道管に取り替えて、水道水が安定して供給できるよう努めています。



## 浄水場などの維持管理

水道水を安定して供給できるよう常に水道施設を点検し、保守管理しています。また、ポンプや計装盤など老朽設備の更新も計画的に進めています。



## 水質検査

みなさまのもとに届ける水道水が安全かどうか常に検査をしています。

# 家庭の水道

## ●給水装置とは

公道に埋められた水道本管を配水管といいます。この配水管からわかれて、ご家庭まで引き込まれた給水管、分水せん、止水せん、メーター、給水せん（じゃ口）などの器具を総称して「給水装置」と呼んでいます。

なお、団地、アパート、中高層ビルなどは、分水せんから受水そうのボールタップ（水を自動的に出したり、止めたりする装置）までが「給水装置」です。

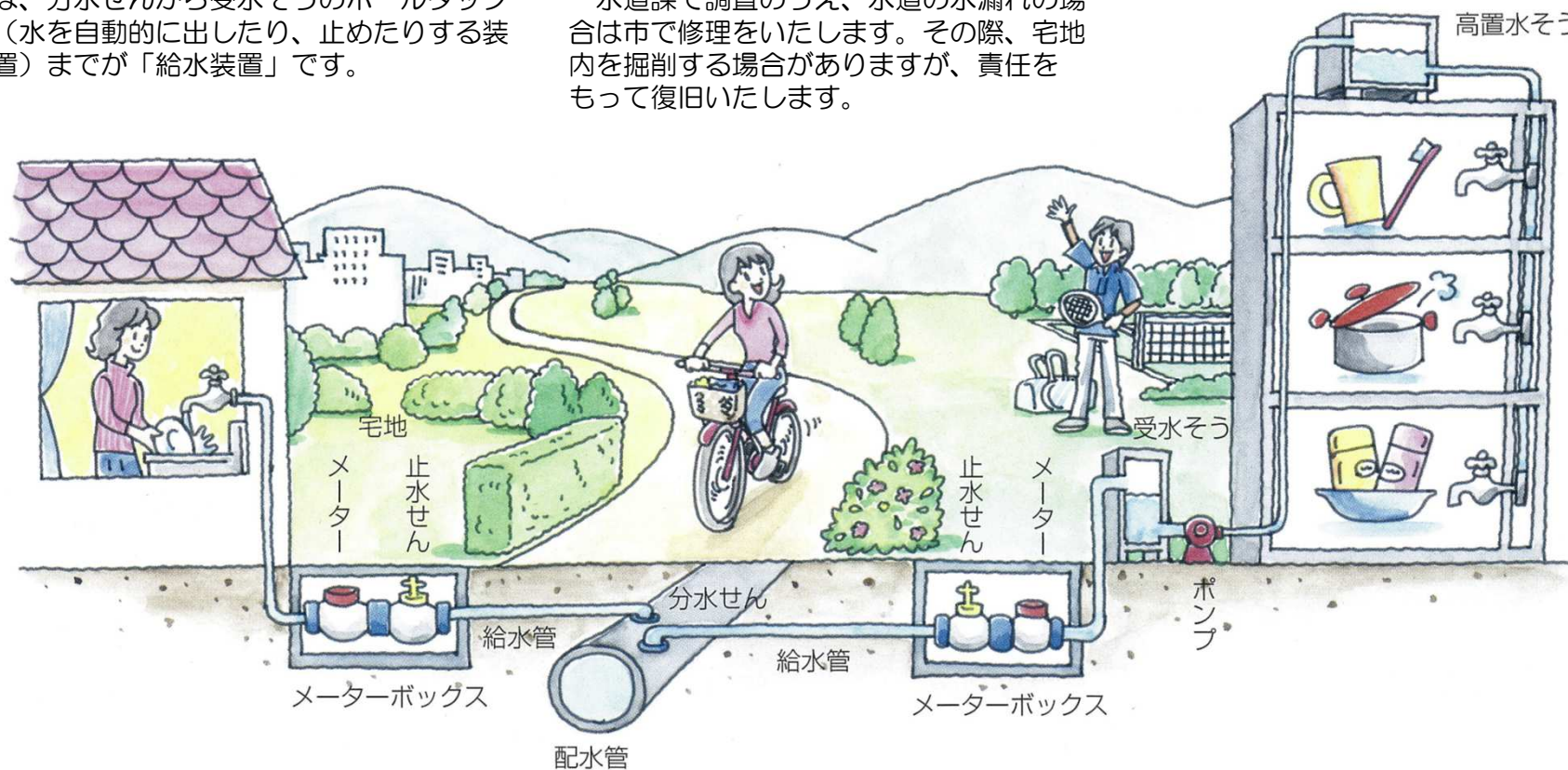
## ●給水管の管理区分

道路下の配水管から各家庭のメーター器までの間を市が管理し、それから先、じゃ口までの屋内管については、お客様の管理となっています。

道路上もしくは宅地内のメーターまでで水漏れがある場合は、水道課に連絡してください。

水道課で調査のうえ、水道の水漏れの場合は市で修理をいたします。その際、宅地内を掘削する場合がありますが、責任をもって復旧いたします。

屋内管の水漏れの場合は、早急にお客さまご自身が給水工事指定業者に修理を申し込んでください。この場合の修理費はお客様の負担となります。





# 水道の故障と応急手当のしかた

## ●宅内側の故障、漏水

ご家庭でなおせない故障は、応急手当をして給水工事指定業者に修理を申し込んでください。

## ●応急手当のしかた

・メータ器ボックスの中にある、宅内バルブのハンドルを右にまわして水を止めてください。

なお、古いバルブにはしまりにくいものもあります。そのときは無理にしめつけないでください。

・給水管から水がふき出しているときは、宅内バルブをしめて水を止めてから、その部分にビニールテープか布切れなどをしっかりと巻きつけてください。



道路側

止水栓

メーター

宅内バルブ

水の流れ

## ●じゃ口の水が止まらないとき

コマやパッキンを取り替えても水が止まらないときは、給水工事指定業者に修理を申し込んでください。

## ●水洗便所などの水漏れ

水洗便所、ガス湯わかし器、太陽熱温水器、電気温水器などから水が漏れるときは、給水工事指定業者か器具メーカー・販売店へ修理を申し込んでください。



## ●以前にくらべて急に水道の使用量がふえたとき

地下や床下など、見えないところで水が漏れていることがあります。そんなときは、次のようにして調べましょう。

①家にあるじゃ口を全部しめてください。

②メーターのパイロットマークを見てください。もし、少しでもまわっていたらどこかで水が漏れています。



パイロットマーク

## 安心して水道水をお使いいただくために

朝一番に使用する水や旅行等で留守にされた後で最初に使用する水は、各家庭の給水管に長時間滞留していたために、消毒用の残留塩素がなくなっていることがあります。

通常の使用では問題ありませんが、出し始めの水は念のためバケツ一杯分程度をトイレや掃除用に使用するなど、飲み水以外にお使いください。



# 料金の決定・計算について

## ●使用水量

正確にメーターに記録されます。毎月基準日をきめて検針員が水道メーターを検針し、使用水量をお知らせします。

なお、使用水量について不明な点がありましたら、加賀市水道料金お客さまセンターへお問い合わせください。

電話 0761-72-7951 (直通)

## ●水道メーターの読み方

上部の黒地の白い数字を左から右に読んでいきます。このメーターは1571m<sup>3</sup>と読みます。



## ●使用量のお知らせ

### 水道・下水道使用量のお知らせ

お客様番号: 123-4567  
大聖寺南町ニ41番地  
加賀太郎様

令和 2年 2月請求分 (令和 2年 1月使用分)

検針日: 1月 20日 検針員 石川

今月指針 38m<sup>3</sup>  
前月指針 18m<sup>3</sup>  
上水使用水量 20m<sup>3</sup>  
下水排水量 20m<sup>3</sup>  
(※前年同月の使用水量は 0 m<sup>3</sup> です。)

(概算料金)	
上水道料金	3,251円
下水道料金	2,750円
合計金額	6,001円

◎口座振替ご利用の方の次回振替予定日は、3月 2日です。

□ 径: 13 mm メーター番号: E-46990

本票で料金を徴収することではなく、また料金を払い込むことはできません。

★水道を長期で使用しない場合は休止届けを出すと★  
★料金がかかります。メーター付近の除雪★  
★にご協力下さい。冬場の凍結にはご注意ください。★

加賀市役所上下水道部  
加賀市水道料金お客さまセンター  
電話 0761-72-7951 (直通)

1月の使用水量が20m<sup>3</sup>、  
口径13mmの場合

## ●水道料金は

8m<sup>3</sup>以下 (基本料金)

1,040円……①

8m<sup>3</sup>を超え10m<sup>3</sup>以下

143円× 2m<sup>3</sup>= 286円……②

10m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>以下

163円× 10m<sup>3</sup>= 1,630円……③

①+②+③=2,956円

これに消費税がかかりますので、

2,956円× 1.1 = 3,251円  
(1円未満切捨)

## ●下水道料金は

10m<sup>3</sup>以下 (基本料金)

1,200円……①

10m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>以下

130円× 10m<sup>3</sup>= 1,300円……②

①+②=2,500円

これに消費税がかかりますので、

2,500円× 1.1 = 2,750円  
(1円未満切捨)



# 料金（水道料金・下水道使用料）のお支払い

## ●検針・請求

料金は、毎月検針・毎月請求になっています。

## ●口座振替制度

料金のお支払いは、“安心・便利・確実”な口座振替をご利用ください。

口座振替の申し込みの際は、預金通帳、印鑑をお持ちください。次の取扱金融機関または加賀市水道料金お客さまセンターで手続きできます。

Webで口座振替のお申込みができます。（対応金融機関：北國銀行、北陸銀行、福井銀行）

## 《取扱金融機関》

- 北國銀行（全国すべての支店および本店）
- 北陸銀行（                    //                    ）
- 福井銀行（                    //                    ）
- 金沢信用金庫（               //                 ）
- 北陸労働金庫（石川・福井・富山の各支店及び本店）
- 加賀農業協同組合（加賀市内の各支店・出張所）
- 石川県信用漁業組合連合会
- ゆうちょ銀行（全国すべて）

## ●町内納付組織制度

町内会を通じてお支払いいただく制度です。  
※一部町内会でお取扱いできない場合があります。



## ●納入通知書での納付

加賀市水道料金お客さまセンターからお送りする請求書（納入通知書）に料金をそえて、お近くの取扱金融機関へ期日までにお支払いいただく制度です。



またコンビニエンスストア等（24時間支払い可能）でも料金の支払いができます。

## ●スマホアプリでの納付

スマホアプリ（PayPay・PayB）で納付ができます。使用方法など詳細については、PayPayホームページ・PayBホームページをご覧ください。

## 水道料金（1月あたり）

用途	口径 (mm)	基本料金		水量料金（1m <sup>3</sup> あたり）		
				水量区分		
		水量（m <sup>3</sup> ）	料金（円）	1	2	3
一般	13	8m <sup>3</sup> 以下	1,040	9~10m <sup>3</sup> 143円 11~50m <sup>3</sup> 163円	51~ 1,000m <sup>3</sup> 182円	1,001m <sup>3</sup> ~ 186円
	20	10m <sup>3</sup> 以下	2,300	11~50m <sup>3</sup> 163円		
	25		3,400			
	30	30m <sup>3</sup> 以下	7,600	31~50m <sup>3</sup> 163円		
	40		9,700			
	50		16,000			
	75		35,500			
	100		57,500			
	125		87,500			
150	120,000					
臨時用	農事用	13	100	1m <sup>3</sup> につき400円		
	農事用 以外	13	1,000			
		20	2,000			
		25	2,500			
		30	3,000			
		40	4,000			
		50	15,000			
		75	20,000			
公衆浴場用		1m <sup>3</sup> につき106円				
消火栓 (消火訓練)	50以下	1個の放水時間5分までごとに1,800円				
	65	1個の放水時間5分までごとに2,800円				
備考 一般用の水量料金は、水量料金欄に定めた水量区分に該当する水量に金額を乗じて順次計算した金額の合計額とする。						





## 下水道使用料（1月あたり）

用途	基本料金		超過料金（1m <sup>3</sup> あたり）		
	水量	料金	水量区分		
			1	2	3
一般汚水	10m <sup>3</sup> 以下	1,200円	10~50m <sup>3</sup> 以下 130円	51~1,000m <sup>3</sup> 以下 135円	1,001m <sup>3</sup> ~ 140円



## 水道メーターと検針について

### ●検定満期量水器（水道メーター）の交換について

みなさまのお宅に設置されております水道メーターは、計量法に基づき8年ごとに交換することになっています。

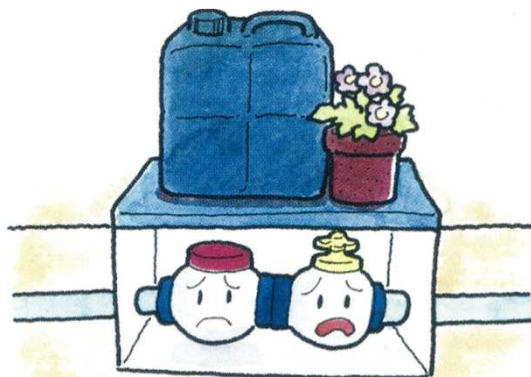
有効期限が満期となる水道のメーターは「無料」で交換いたします。

交換作業については加賀市が委託した給水工事指定業者が「水道メーター定期取替のお知らせ」を持参のうえお宅へお伺いし、交換作業を行います。

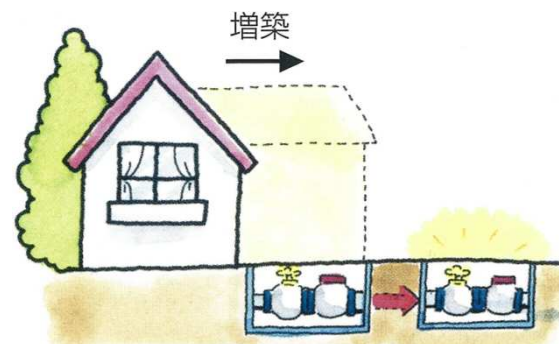
交換作業はほとんどが20分程度で完了しますが、障害物等があると作業に支障をきたす場合がありますので、水道メーター周辺の作業スペースの確保についてご協力をお願いいたします。

### ●検針にご協力ください。

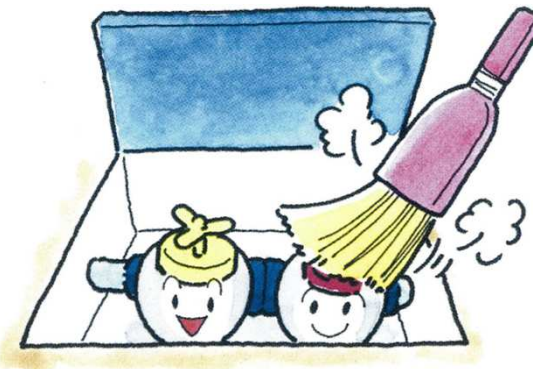
①メーターボックスの上に物を置かないようにしましょう。



③家の増改築などで、水道メーターが屋内や床下になる場合は、水道メーターの検針がしやすい場所への移設工事を給水工事指定業者へお申し込みください。



②メーターボックスの中に水や泥が入らないように、いつもきれいにしましょう。



④犬は出入り口や水道メーターから離れた場所につないでおいてください。



●悪質な業者にご注意ください。

最近「市役所のほうから水質の調査にきました」とか「水洗トイレが水漏れしていませんか」とか、「給水管の清掃いたします」などと、言葉巧みに家に上がりこみ、いたんでもいない器具でもいたんでいるように言って、強引に取り換えを迫る悪質な業者がいるようです。

加賀市では屋内の給水管の清掃やじゃ口の取替え、浄水器のあっせんは一切しておりませんのでご注意ください。





## 上手な水の使い方

### ●洗車はバケツでしましょう

バケツ5杯程度ですむ洗車も、流しっ放しのホース洗いでは約30杯以上の水が必要です。



みなさんがご家庭で水を使うといえば、お風呂、トイレ、炊事、洗濯等があげられると思います。

じゃ口をこまめにしめる、水は容器にくんで使用する、また、一度使った水を再利用することが上手な水の使い方につながります。

少しのことでも積み重なってくると大きな違いになります。

「上手に水を使う」ことは、家計にも環境にもやさしい第一歩になります。



●風呂の残り湯は、洗濯や掃除、庭の散水に使しましょう

## お問い合わせ先

加賀市 水道料金お客さまセンター

電話 0761-72-7951

FAX 0761-72-7997

加賀市 上下水道部 水道課

電話 0761-72-7950

FAX 0761-72-2208

お問い合わせの場合は、できるだけ「お客さま番号」をお知らせください。

お客さま番号は、検針時の「水道・下水道使用量のお知らせ」に記載してあります。

- 水道の使用開始・休止のこと
- 水道使用者の名義変更のこと
- 検針水量のこと
- 料金の収納のこと
- 漏水による料金の減免のこと

受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。

※（ただし土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）はお休みです。）

- 貯水槽の維持管理に関すること
- 水道本管の工事に関すること

## お問い合わせ先

加賀管工事組合

電話 0761-72-3717

FAX 0761-72-3720

- 水が出ないとき
- 水が濁っているとき
- 道路から水が漏れているとき
- ご家庭の水道工事に関すること
- 給水工事指定業者に関すること